

# プロパティガード(企業財産保険)の補償内容についてのご案内

(2011年1月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、プロパティガードの主な補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

このリーフレットの中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保険の対象	ご契約者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什(じゅう)器等、商品・製品等、屋外設備・装置)をいいます。ただし、居住用の個人所有の建物、家財、建築中・増築中の建物およびその増築部分、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物、動物または植物、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)、野積み動産を除きます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額※)から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。 ※保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額のことをいいます。

## 財物損害補償

対象となる事故	
<b>I 損害保険金</b>	
ご契約金額が保険価額以上の場合は保険価額を限度に損害の額を、保険価額を下回る場合は、損害の額に保険価額に対するご契約金額の割合を乗じた額を損害保険金としてお支払いします。	
(1) 火災	火災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(2) 落雷	落雷によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(3) 破裂または爆発	破裂または爆発によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(4) 風災、雹(ひょう)災、雪災	台風、旋風または暴風雨などの風災、雹(ひょう)災または豪雪、雪崩(なだれ)などの雪災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします(損害額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。)
(5) 物体の落下・飛来・衝突など	以下の損害に対して保険金をお支払いします。 ①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊によって保険の対象が受けた損害 ②建物の内部での車両もしくはその積載物の衝突、接触によって保険の対象が受けた損害 なお、保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合は、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下、車両(その積載物を含みます。)の衝突もしくは接触によって保険の対象が受けた損害に限り、ます。
(6) 漏水、放水、溢水(いっすい)	以下の損害に対して保険金をお支払いします。 ①給排水設備に生じた事故に伴う、漏水、放水、溢水(いっすい)によって保険の対象が受けた損害 ②被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う、漏水、放水、溢水(いっすい)によって保険の対象が受けた損害
(7) 騒擾(じょう)、集団行動、労働争議	騒擾(じょう)や集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。
(8) 盗難	建物、設備・什(じゅう)器等の保険の対象となるものについて生じた盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂)による盗取、損傷、汚損の損害に対して保険金をお支払いします。ただし、建物、屋外設備・装置または設備・什(じゅう)器等について生じた損害に限り、商品・製品等の損害は除きます。なお、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品などの場合は、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円が限度となります。また、盗難の場合は、警察への届出が必要となります。
(9) 不測かつ突発的な事故	上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故に対して保険金をお支払いします。ただし、建物、屋外設備・装置または設備・什(じゅう)器等について生じた損害に限り、商品・製品等の損害は除きます。また、保険金をお支払いしない場合に該当する事故は除きます。お支払いに際しては、損害の額から保険証券に記載されている自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

対象となる事故	
<b>II 費用保険金</b>	
(1) 臨時費用保険金	I 損害保険金(1)～(7)の事故によって損害保険金をお支払いする場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用として、お支払いする損害保険金の30%に相当する額をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに、500万円が限度となります)。
(2) 残存物取片づけ費用保険金	I 損害保険金(1)～(9)の事故によって損害保険金をお支払いする場合、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに要した費用の実費をお支払いします(お支払いする損害保険金の10%限度となります)。
(3) 修理付帯費用保険金	I 損害保険金(1)～(9)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した以下の費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の30%、または5,000万円のいずれか低い額が限度となります)。 ①損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ②点検費用、調整費用、試運転費用 ③仮修理費用 ④代替物の賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ⑤割増賃金などの費用
(4) 地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって一定以上の(注1)損害が発生した場合に、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円、工場物件(注2)の場合は1回の事故につき、1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。)をお支払いします。 (注1)建物については、その建物が半壊以上(主要構造部の損害額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、またはその建物の消失した部分が延べ床面積の20%以上)となった場合、屋外設備・装置については、損害額がその屋外設備・装置の保険価額の50%以上となった場合、収容動産については、その動産を収容する建物が半壊以上となった場合、またはその動産を収容する屋外設備・装置の損害の額が保険価額の50%以上となった場合 (注2)工場物件の用語のご説明については、パンフレットをご覧ください。
(5) 損害防止費用保険金	I 損害保険金(1)～(3)の事故による損害の発生および拡大防止のために支出した以下の必要・有益な費用をお支払いします(実費をお支払いします。ただし、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からお支払いする損害保険金を差し引いた残額が限度となります。) ①消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ③消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 ※ご契約金額が保険価額を下回る場合、お支払いする保険金が削減されることがあります。

# 利益損失補償・店舗休業補償・営業継続費用補償

対象となる事故		
お支払いする保険金		
利益損失補償	(1) 火災	左記(1)～(9)の事故によって保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)を、利益保険金としてお支払いします。 ただし、左記(4)および(7)の事故の場合、事故が発生した日の午前0時から24時間以内に生じた利益損失についてはお支払いの対象となりません。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災、雹(ひょう)災、雪災	
	(5) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(6) 漏水、放水、溢水(いっすい)	
	(7) 騒擾(じょう)、集団行動、労働争議	
	(8) 盗難	
	(9) 上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故	
	(10) 不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対して利益保険金をお支払いします(事故の発生した日の午前0時から24時間に生じた損失についてはお支払いの対象となりません。)	
店舗休業補償	(1) 火災	左記(1)～(10)の事故によって保険の対象となる店舗や作業場等が損害を受けた結果、営業が休止または阻害された場合に生じた休業損失と、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、店舗休業保険金としてお支払いします。 左記(4)および(5)の事故による損害および直接の仕入先・納入先(構外物件)が左記(1)～(10)の事故による損害を受けた結果の損失については、休業4日目よりお支払いします。 また、左記(1)～(3)の事故が発生したことによる損失の発生および拡大防止のために必要・有益な費用を支出した場合、損失防止費用保険金もお支払いします。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災、雹(ひょう)災、雪災	
	(5) 水災	
	(6) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(7) 漏水、放水、溢水(いっすい)	
	(8) 騒擾(じょう)、集団行動、労働争議	
	(9) 盗難	
	(10) 上記(1)～(9)以外の不測かつ突発的な事故	
	(11) 不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた損失に対して店舗休業保険金をお支払いします(休業4日目よりお支払いします。)	
営業継続費用補償	(1) 火災	左記(1)～(9)の事故によって保険の対象となる店舗や作業場等が損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。 ただし、保険金支払対象期間(復旧期間)内に支出を免れた費用があるときは、その額を差し引いた額を補償します。 直接の仕入先・納入先(構外物件)が左記(1)～(9)の事故による損害を受けた場合の追加費用については、1回の事故につき、ご契約金額の10%が限度となります。
	(2) 落雷	
	(3) 破裂または爆発	
	(4) 風災、雹(ひょう)災、雪災	
	(5) 物体の落下・飛来・衝突など	
	(6) 漏水、放水、溢水(いっすい)	
	(7) 騒擾(じょう)、集団行動、労働争議	
	(8) 盗難	
	(9) 上記(1)～(8)以外の不測かつ突発的な事故	
	(10) 不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた営業継続費用に対して営業継続費用保険金をお支払いします(1回の事故につき、ご契約金額の10%が限度となります。)	

(注) 構外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している以下に掲げる事業者の占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で以下に掲げる事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限ります。)をいいます。  
 ○電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者  
 ○ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者  
 ○熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者  
 ○水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者  
 ○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

## 【ご注意ください】

- ・プロパティガードは、財物損害補償、利益損失補償、営業継続費用補償、店舗休業補償から、お客さまがご選びになった補償を対象としています。
- ・ご契約の際に支払限度額または自己負担額を設定された場合は、お支払いする保険金に自己負担額または支払限度額が適用される場合があります。
- ・お客さまのご希望により、各種「補償対象外特約」などをセットすることにより、一部の補償を除外する場合があります。この場合は、本表に掲載されているものであっても、補償の対象となりません。
- ・オプションで特約をご契約の場合は、本表に掲載されている以外の保険金のお支払いの対象となる場合があります。
- ・その他、セットされている特約により、支払条件や支払額が変更される場合があります。
- ・財物損害補償で、次の物は保険証券に明記されていないときは補償されません。
  - ①貴金属や宝石、美術品類で1個または1組の価額が30万円を超える物
  - ②設計書、図案、証書、帳簿等
  - ③門、塀、垣、物置、車庫など